

議会・選挙

本会議

本会議は、議会に提出された条例や予算などの議案や議会としての意思表示などの可否を、最終的に決定する会議です。また、議員が町政全般に関して、町長などに考え方や説明を求める一般質問も本会議で行います。

本会議は役場 3 階の議場で、定例的には、3 月、6 月、9 月、12 月に行います。日程は決まり次第、おしらせ版や議会ウェブサイトでお知らせします。

また、本会議及び随時会議はインターネットでライブ配信を行っています。5 日後からは、録画配信で見ることができます。

会議の傍聴

本会議をはじめ、各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会は、原則、公開となっており、どなたでも傍聴することができます。傍聴を希望される方は、会議当日、議会事務局にお越しください。

委員会

委員会には、審査を合理的、専門的に進めるための常任委員会(総務経常任委員会、教育民生常任委員会、広報広聴常任委員会)、議会運営全般について協議するために設置されている議会運営委員会、特定の案件について必要がある場合に臨時的に設置される特別委員会があります。

請願・陳情

請願とは、憲法に規定された国民の権利として、公の機関に対して要望を述べる行為です。議会は、町の事務や議会の権限に属する事項全般に関する請願を受理し、処理する権限を有しています。請願をする場合はその内容に同意して署名する議員が必要です。陳情は請願とは違い、議員の紹介を必要としません。文書を議長あてに提出することによって行います。

陳情は、オンラインでも提出することができます。

議会ウェブサイトでは、
他にも多くの情報を発信しています。



選挙人名簿

選挙の際に投票するためには「選挙人名簿」に登録されている必要があります。

名簿の登録には、毎年 3 月・6 月・9 月・12 月に行われる「定時登録」と、選挙の都度行われる「選挙時登録」があり、満 18 歳以上の日本国民で、住民票が作成された日から引き続き 3 か月以上、開成町の住民基本台帳に登録されている方が選挙人名簿に登録されます。

なお、選挙人名簿に登録されると、死亡、転出など登録資格に異動がない限り、登録が抹消されることはありません。

また、町外に転出した場合でも、4 か月間は名簿から抹消されませんので、国や県の選挙においては、転出先の市町村の選挙人名簿に登録されていない場合、開成町で投票することができます。この場合は、手続きが必要ですので、選挙管理委員会(総務課内)へお問い合わせください。

投票の方法

選挙権を有する方には、投票所の入場整理券が郵送されますので、入場整理券に記載された投票所で投票日に投票してください。

また、事情により投票日に投票できない場合は、次のような投票方法があります。

●期日前投票

投票日に仕事や旅行などの理由で投票所に行けないと見込まれる方は、期日前投票ができます。

●不在者投票

投票日に仕事や旅行などの理由で町外に滞在中の方や指定病院などに入院・入所中の方は、滞在地の選挙管理委員会や入院中の病院などで不在者投票ができます。

●郵便投票

身体に重度の障害があり投票所に行くことができない方や要介護状態区分が要介護 5 の方は、郵便投票証明書の交付を受けることで、在宅のまま郵便で投票できます。

自治会

自治会

「自治会との協働のまちづくり」を推進しています。

開成町には 14 の自治会があり、地震や火災などの災害に備えた自主防災組織設置による防災訓練や、子どもたちの安全や安心を見守る街頭交通安全指導の実施、地域の交流や親睦を深めるための夏祭りや文化祭の行事開催など、様々な活動をしています。

住民一人ひとりが連帯意識を持ち、多くの方が自治会に加入することで、コミュニティ意識が高まり、よりよい「まちづくり」が達成されます。

ぜひ、自治会に加入していただき、「明るく住みよいまちづくり」に参加してください。自治会の活動や加入に関することなど、お気軽に地域防災課へお問い合わせください。



←町内の自治会について

地 区	自 治 会 名
岡 野	岡野自治会
金井島	金井島自治会
延 沢	上延沢自治会
	下延沢自治会
円通寺・中之名	円中自治会
宮 台	宮台自治会
牛 島	牛島自治会
吉田島	上島自治会
	河原町自治会
	榎本自治会
	中家村自治会
	下島自治会
	パレットガーデン自治会
みなみ	みなみ自治会



広報・広聴

広報かいせい・おしらせ版

町では、身近な町政の情報源として「広報かいせい」と「広報かいせいおしらせ版」を毎月発行しています。いずれもポスティングにより全戸配布しています。

●広報かいせい

町の政策に関することや地域の情報など町の魅力を発信しています。

●広報かいせいおしらせ版

町のイベントや講座、募集、案内など行政情報を掲載しています。

また、「みんなの掲示板」では、サークル会員の募集やイベントの案内など皆さんの情報を掲載することができます。詳細は町ホームページをご覧ください。



●広告掲載

広報かいせい及び広報かいせいおしらせ版には、広告を掲載することができます。詳細は町ホームページをご覧ください。



広報掲載料 ※令和8年4月1日時点

掲載媒体	規格	刷色	掲載料
広報かいせい	縦 4.5cm × 横 9cm	フルカラー	5,000 円
おしらせ版	縦 4.5cm × 横 9cm	白黒	3,000 円

公式ホームページ

町の紹介や暮らしの情報など、様々な情報を掲載しています。

URL <https://www.town.kaisei.kanagawa.jp/>



●バナー広告掲載

広告掲載は随時募集していますので、詳細は町ホームページをご覧ください。

- ・掲載期間 1 か月単位で最長 6 か月を限度
- ・広告掲載料 1 枠月額 5,000 円



公式 SNS ページ

各公式 SNS ページでは、町の魅力や取組などの情報を発信しています。

開成町の旬な情報をぜひご覧ください。

●Facebook

URL <https://www.facebook.com/kaiseitown/>



●Instagram

URL https://www.instagram.com/kaisei_town/



●LINE 公式アカウント

LINE アプリをダウンロード後、ホーム画面で「開成町公式アカウント」と検索してください。



●あじさいちゃん公式 X

URL <https://x.com/TeamAjsaichan>



●開成町（公式プロモーション） X

URL https://x.com/kaisei_promo



●開成町公式 note

URL https://kaisei_town.note.jp



広聴

●まちづくり町民集会

町民と町がともにまちづくりを進めていくため、町民の皆さんにかかわりのある様々なテーマを設定し、町から直接方針や計画を伝え、意見を聴く場として開催しています。

●町へのご意見

皆さんからのご意見、ご提案を電子メールや手紙などでお寄せください。住所、氏名、連絡先(電話番号、メールアドレスなど)がわかるものに限り回答します。また、町政に直接関係がないご意見や誹謗中傷に類するものなどには回答いたしかねますのでご了承ください。

○手紙

・住所 〒258－8502

開成町役場（住所は必要ありません）

○Eメール kikakuka@town.kaisei.kanagawa.jp

○ホームページお問い合わせフォーム

URL <https://www.town.kaisei.kanagawa.jp/forms/contactaccept/edit/div/16>



●パブリックコメント制度

重要な基本計画などを策定するとき、最終的な決定をする前に、あらかじめ計画案などを公表して、ご意見などの募集をしています。パブリックコメントでいただいたご意見は、町の考え方と併せてホームページなどで公表しています。

●町長への手紙

町政へのご意見、ご提案に対し、町長自らが回答します。役場1階町民プラザや福祉会館にブースを設置しているほか、町公式 LINE やホームページから手紙を送ることができます。住所、氏名、連絡先がわかり、町民（居住者、通勤・通学者、事業活動をされる方）に限り回答します。

